

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（財務諸表の用語・様式・作成方法）

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）（抄）

（適用の一般原則）

第一條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五條、第七條、第九條第一項、第十條第一項、第二十四條第一項若しくは第三項（これらの規定を同條第五項において準用する場合を含む。）又は同條第六項（これらの規定のうち法第二十四條の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書（これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二條の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次條を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四條に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号

外国会社の財務書類の作成基準

**第二百二十七条** 外国会社がその本国、本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

2 外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めることとならない場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

3 前二項の規定により本邦外地域で開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することが金融庁長官の認めることとなった外国会社が、当該地域で開示している財務計算に関する書類以外の財務計算に関する書類を財務書類として提出する場合には、当該財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するものとする。

4 外国会社が本国その他の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類が第一項又は第二項の規定に基づく金融庁長官の認めることとならない場合には、当該外国会社が提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、特定有価証券（法第二十四条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

証券取引法

昭和二十三年四月十三日法律第二十五号

証券取引法施行令

昭和四十年九月三十日政令第三百二十一号

第百九十三条の二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政

令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士、公認会計士法、昭和二十三年法律第百三十三号（第十六条の二）第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者と間に有する公認会計士法第二十四条又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること認めて内閣府令で定めるものをいふ。

第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

（公認会計士等の監査証明を必要とする会社）

第三十五条 法第百九十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二、第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の二から第八号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二若しくは第十号の三に掲げる有価証券、外国法人が発行者であるものに限る。）若しくは第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者（法第百九十三条の二第一項に規定する書類について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）を除く。）とする。

一 法第四条第一項又は第一項の規定による届出をしようとする者

二 法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

昭和三十一年三月二十八日大蔵省令第十二号

監査証明を受けないことができる会社の範囲

**第一条の三** 証券取引法施行令 昭和四十年政令第三百二十一号。以下令」とい  
う。(第三十五条)に規定する内閣府令で定める者は、財務諸表等規則第二百二十七  
条第一項、第二項又は第五項ただし書の適用を受ける財務諸表について公認会計  
士又は監査法人に相当する者により法第九十三条の二第一項の監査証明(以下  
「監査証明」といふ。)に相当すると認められる証明を受けた者とする。

監査証明の手続

**第二条** 財務諸表(財務諸表等規則第一条に規定する財務諸表をいふ。以下同じ。)又  
財務書類又は連結財務諸表(以下「財務諸表等」といふ。)の監査証明は、財務諸表等  
の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書により、中間財  
務諸表(中間財務諸表等規則第一条に規定する中間財務諸表をいふ。以下同じ。)又  
は中間連結財務諸表(以下「中間財務諸表等」といふ。)の監査証明は、中間財務諸表  
等の監査(以下「中間監査」といふ。)を実施した公認会計士又は監査法人が作成する  
中間監査報告書により行うものとする。

**2** 前項の監査報告書又は中間監査報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関  
する基準及び慣行に従つて実施された監査又は中間監査の結果に基いて作成されな  
なければならない。

**3** 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条に規定する企業会計審  
議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認  
められる監査に関する基準に該当するものとする。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

(昭和五十一年十月三十日大蔵省令第二十八号)

**第八十七条** 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米国式連結財務諸表」といふ。)を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。